

第48号議案

東三河都市計画柏原工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

東三河都市計画柏原工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成30年9月6日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

東三河都市計画柏原工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

建築基準法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

東三河都市計画柏原工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

東三河都市計画柏原工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成29年蒲都市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号ア中「(り) 項第3号(8の3)、(13) 及び(13の2)」を「(ぬ) 項第3号(8の3)、(13) 及び(13の2)」に、「(ぬ) 項第1号(1) から(14) まで、(16) から(22) まで、(27) 及び(29) から(31) まで」を「(る) 項第1号(1) から(14) まで、(16) から(22) まで、(27) 及び(29) から(31) まで」に改め、同条第3号中「(ぬ) 項第2号」を「(る) 項第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。